

**令和8年度診療報酬改定にあたり
3月5日に厚生労働省より改定説明資料等が公表されました。
看護に関する改定内容等、必ずご確認ください。**

厚生労働省ホームページから、
告示・通知・疑義解釈等をご確認ください。

◆令和8年度診療報酬改定について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)

<特にご確認いただきたい内容>



◆個別改定項目について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>

◆令和8年度診療報酬改定説明資料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71068.html

◆通知

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知） 医科点数表

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001668501.pdf>

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001667218.pdf>

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001668503.pdf>

◆疑義解釈

今後、順次発出予定です。

厚生労働省HP



令和8年度 診療報酬改定説明会

2026年3月26日（木）13：00～15：00



- 【方 法】 YouTubeライブ配信
【対 象】 看護職員
【申 込】 日本看護協会HP上の専用申込フォームより受付
2026年3月26日15時まで



申込フォーム

<https://hs.jna.trustrain.co.jp/application>

時間(予定)	プログラム
13:00～13:05	開会挨拶 公益社団法人 日本看護協会 会長 秋山 智弥
13:05～14:20	「令和8年度診療報酬改定の概要 ～看護関連改定項目を中心に～」 厚生労働省保険局 医療課 課長補佐 平野 真紀
14:20～15:00	「令和8年度改定で看護職に期待されること」 公益社団法人 日本看護協会 常任理事 木澤 晃代



～看護職員・看護補助者の賃上げに向けて～ 令和7年度以前のベースアップ評価料の届出がまだの方は、 お急ぎください。

3月31日まで間に合います！

令和8年度診療報酬改定 (令和8年6月以降の賃金改善)

ベースアップ評価料に関して改定がありました。
令和7年度以前から継続的な賃上げを実施している医療機関・訪問看護ステーションでは
一段高い評価を算定することになっています。

改定説明資料はこちらから ➡
「01_令和8年度診療報酬改定の概要
1.賃上げ・物価対応（賃上げ）」をご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71068.html



令和7年度以前から継続的な賃上げを実施していると届け出るためには、
令和8年3月31日までにベースアップ評価料の届出等※が必要です

※届け出ていない場合でも、令和6年3月時点と比較して、5.5%（看護補助者、事務職員については、8%）に相当する水準以上のペア等を行っていれば可

給付金（令和7年度補正予算）

- 令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業（令和7年12月から令和8年5月までの賃金改善）
◆ 給付額（厚労省HP） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

・病院	許可病床数× 84,000円	・有床診療所	許可病床数× 72,000円
・無床診療所	1施設× 150,000円	・訪問看護ステーション	1施設× 228,000円

※ただし、給付金に申請するためには令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります

持続的な物価高騰・賃金上昇の中、医療従事者の処遇改善を図る必要があります。
確実な賃上げを行うことができるよう、診療報酬や給付金を通じて支援が行われています。
各医療機関等においては、ベースアップ評価料の積極的なご活用をお願いいたします。

